

# 用語の定義 (出題年度別)

[No. 1] 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井は、「強化天井」である
2. 特定都市河川浸水被害対策法第10条並びにこの規定に基づく命令及び条例の規定で、建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」である。
3. 建築物の自重、積載荷重等を支える最下階の床版は、「構造耐力上主要な部分」である。
4. 防火戸であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものは、「特定防火設備」である。

x  
○  
○  
○

用語の定義

法令集の記載場所

1. 法2条 (用語の定義)
2. 令1条 (用語の定義)
3. それ以外の条文

令和5年

10.1 強化天井

令112条4項-号

← 特定天井 令39条3項

(脱落による重大な危害を生ずおそれのある天井)

↓  
脱落防止の対策など (学科構造)



10.2 建築基準(関係規定) 令9条

← 法6条1項

建築の場合に(適合させなければならぬ)規定

十六号 特定都市河川浸水対策法10条

10.3 構造耐力上主要な部分 令1条3号

基礎、基礎心、壁、柱、小根組  
土、余材、床版、屋根版、檼材

主要構造部 法2条5号

最下階の床版除く

最下階の記述はなし

10.4 特定防火設備 令112条(防火区画)

← 法2条2号のニ(耐火建築物)の規定

令109条の規定の防火設備であり、通常の火災 → 加熱後1時間火を通らぬ (防火戸)

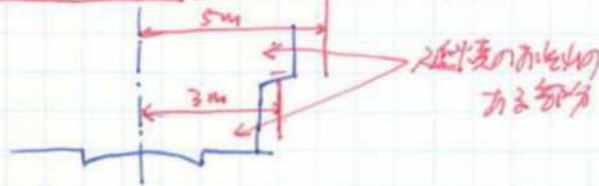
〔No. 2〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 一戸建て住宅に附属する塀で幅員4mの道路に接して設けられるものは、「延焼のおそれのある部分」に該当する
2. 病院の入院患者のための談話室は、「居室」に該当する。
3. 天井面から50cm下方に突出した垂れ壁で、不燃材料で造られたものは、「防煙壁」に該当する。
4. 既存建築物に設けられている木造の屋外階段を全て鉄骨造に取り替えることは、「大規模の模様替」に該当する。

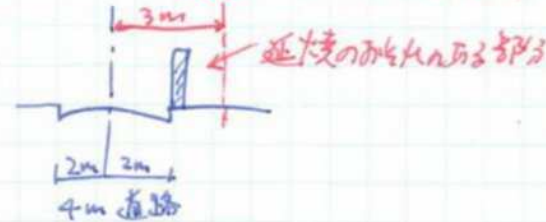
○  
○  
○  
×

令和4年  
No.1

延焼のおそれのある部分 法2条6号  
隣地境界線、道路中心線、同一敷地内の建築物相互の外壁間の中心線から  
1階は3m、2階以上は5m以下



幅員4mの道路に接して設けられた塀  
法2条1号 建築物



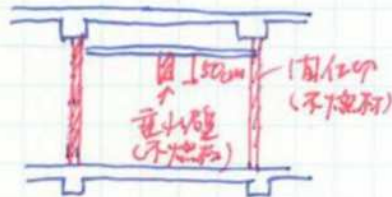
No.2

居室 法2条10号  
居住、勤務、作業、集会、娯楽  
継続的に使用可能な室

居室例：居室、食堂、応接室、病室、教室、売場、調理室、会議室など  
非居室：玄関、浴室、洗面所、倉庫、更衣室など

No.3

防煙壁 法126条の2 排煙設備  
内仕の壁、天井面から50cm以上下方に突出した垂壁  
不燃材料で造り、又は覆われその  
排煙設備の免除



No.4

大規模の模様替  
法2条15号  
主要構造部の過半の模様替  
法2条5号

壁、柱、床、天井、階段  
(除外) 内仕、内柱、外柱、揚子床  
最下階の床、天井、又は屋外階段



[No. 1] 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 土地に定着する観覧のための工作物は、屋根を有しないものであっても、「建築物」に該当する。
2. 幼保連携型認定こども園は、「特殊建築物」に該当する。
3. 鉄筋コンクリート造、地上3階建ての共同住宅における2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程は、「特定工程」に該当する。
4. 火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖する防火戸は、「建築設備」に該当する。

- 
- 
- 
- ×

令和3年

No.1. 建築物 法2条1号

- ・土地に定着する工作物
  - ① 屋根及び不仕上はり壁を有する
  - ② これに附属する内、外構
  - ③ 観覧のための工作物
  - ④ 地下又は高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興業所、倉庫等
- (除く) 線路内施設、跨線橋、プラットフォーム

建築設備

No.2 特殊建築物 法2条2号

- ・不特定多数の利用 +
  - ・高齢者、障害者利用 法別表第1(ロ)棟
  - ・火災発生 +
  - ・環境への影響 令115条の3
- (除く) 専用庁舎、長屋、事務所、警察署  
10m以下の物置屋、診療所
- 幼保連携型認定こども園

No.3. 特定工程 法7条の3 (中間検査)

- ↓
- 1号 階数3以上の共同住宅の床及びはりの金矢形工事
- 当該特定工程に係る工事の建築主事の検査申請
- 令11条 2階の床及びはり

No.4. 建築設備 法2条3号

- ↓
- 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、暖房、冷房、消火、排煙その他汚物処理の設備、煙突、昇降機、避雷針
- スプリンクラー、貯水槽も含む 法35条

防火戸 令109条 (防火戸その他の防火設備)

防火設備

[No. 1] 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

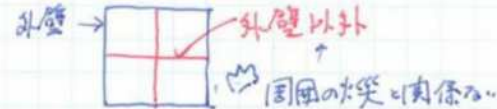
1. 港湾法第40条第1項及び特定都市河川浸水被害対策法第8条の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」に該当する。
2. 防火戸であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものは、「特定防火設備」に該当する。
3. 耐火建築物における外壁以外の主要構造部にあつては、「耐火構造」又は「当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えるものとして、所定の技術的基準に適合する構造」のいずれかに該当するものでなければならない。
4. 建築物の自重、積載荷重等を支える最下階の床版は、「構造耐力上主要な部分」に該当する。

令和2年

No.1. 建築基準関係規定 令9条 ← 法6条1項 (建築物の建築等に関する申請及び審査)  
↑  
建築主事に関する規定 法3条 港湾法40条1項

No.2. 特定防火設備 令112条 (防火区画) ← 法2条2号a(耐火建築物) 附設防火設備  
↑  
令109条の防火設備であつて、通常の火災に対し1時間火を遮るもの  
法9条のa

No.3. 耐火建築物の外壁以外の主要構造部 法2条2号a  
↓  
①耐火構造 ②(i) 屋内の火災に耐える ← 外壁以外の主要構造部は(i)に限る  
(ii) 建物周囲の火災に耐える



No.4. 構造耐力上主要な部分 令1条3号  
↓  
基礎、基礎心、壁、柱、小間組、土台、斜材、  
火打材、床版、屋根版、横架材等

主要構造部 法2条5号  
壁、柱、床、小間組、屋根、階段  
(除く) 内仕の壁、内仕の柱、内仕の床  
最下階の床 (即ち土台の床、小間組  
土台、小階段、屋外階段)

[No. 1] 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能を、「準防火性能」という。
2. 天井面から50cm下方に突出した垂れ壁で、不燃材料で覆われたものは、「防煙壁」に該当する。
3. 電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものを、「プログラム」という。
4. 木造、地上2階建ての建築物において、土台の過半について行う修繕は、「大規模の修繕」に該当する。

○  
○  
○  
×

令和1年

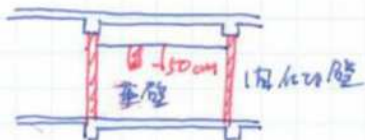
No.1 準防火性能 法23条 ← 法2条1号(防火構造) 附注

↓  
建築物の周囲の通常の火災による延焼の抑制に必要な外壁の性能

↓  
令109条の9(準防火性能の技術的基準)  
外壁, 20分間  
一: 非可燃性, 二: 無熱性

No.2 防煙壁 令126条の2 防煙設備

↓  
内仕の壁, 天井面が50cm以上下方に突出した垂壁で不燃材料で造り, 又は覆われたもの



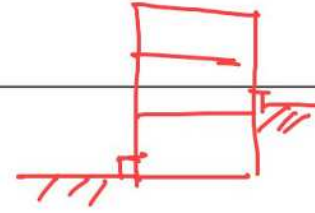
No.3. プログラム 法2条三十四号

No.4. 大規模の修繕 法2条十四号

↓  
主要構造部(1...2行) 過半の修繕  
↳ 法2条五号 土台は主要構造部に該当しない



H30



[No. 1] 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 高架の工作物内に設ける店舗は、「建築物」である。○
2. 傾斜地等で敷地に高低差のある場合は、建築物の避難階が複数となることがある。○ 法13条
3. 「遮炎性能」とは、通常の火災時における火炎を有効に遮るために外壁に必要とされる性能をいう。○ 法2条の二
4. 建築材料の品質における「安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分」には、主要構造部以外のバルコニーで防火上重要であるものとして国土交通大臣が定めるものも含まれる。○ 法37条 → 法144条の五

H29

[No. 1] 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の2の規定」並びにこの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」である。○ 法9条十一
2. 防火戸であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものは、「特定防火設備」である。○ 法112条
3. 同一敷地内に二つの地上2階建ての建築物(延べ面積はそれぞれ400m<sup>2</sup>及び200m<sup>2</sup>とし、いずれも耐火構造の壁等はないものとする。)を新築する場合において、当該建築物相互の外壁間の距離を5mとする場合は、二つの建築物は「延焼のおそれのある部分」を有している。○ 法126条の四
4. スポーツの練習場の用途に供する建築物は、非常用の照明装置の設置に関する規定における「学校等」に含まれる。○ 法126条の四 → 法127条の二